

足立区教育委員会会議録

会議名	平成29年第6回足立区教育委員会臨時会					
開会月日	平成29年8月24日(木)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会) 午前・ 午後 3時00分		～	(閉会) 午前・ 午後 3時14分		
休憩時間	① (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	② (休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	教育長	定野 司	出席	委員	杉田 直子	出席
	委員	葉養 正明	出席	委員	小池 康之	出席
	委員	浅井 えり子	出席	出席者5名、欠席者0名		
出 席 説 明 員	宮本 博之	学校教育部長	出席	鳥山 高章	子ども家庭部長	欠席
	荒井 広幸	教育政策課長	出席	松野 美幸	子ども政策課長	欠席
	五十嵐 隆	学校適正配置担当課長	欠席	森田 剛	子ども施設運営課長	欠席
	向井 功至	学校経理課長	欠席	千ヶ崎 嘉彦	子ども施設入園課長	欠席
	小坂 裕紀	教育指導課長	欠席	寺島 光大	青少年課長	欠席
	渡辺 隆史	学校施設課長 学校改築担当課長	欠席	秋生 修一郎	待機児対策室長	欠席
	渡邊 勇	学務課長 おいしい給食担当課長	欠席	田巻 正義	子ども施設整備課長 待機児ゼロ対策担当課長	欠席
	須原 愛記	学力定着対策室長	欠席	金子 俊之	待機児ゼロ対策担当課長	欠席
	森 太一	学力定着推進課長 英語教育推進担当課長	欠席	臺 富士夫	待機児ゼロ対策担当課長	欠席
	小室 晃	就学前教育推進課長 子ども施設指導・支援担当課長	欠席	上遠野 葉子	こども支援センターげんき所長	欠席
	伊藤 良久	生涯学習振興公社事務局長	欠席	近藤 博昭	教育相談課長	欠席
	菊池 正美	生涯学習振興公社学習事業部長	欠席	高橋 徹	こども家庭支援課長	欠席
	和泉 恭正	地域のちから推進部長	出席	浅見 信昭	地域文化課長	出席
	飯塚 尚美	中央図書館長	出席			
書記	清水 均	庶務係長				
傍聴人	0名					
会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。					

平成29年8月24日

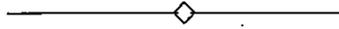
第6回足立区教育委員会臨時会

午後3時開会

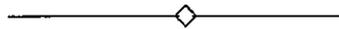
○教育長 ただいまから、本年第6回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名に小池委員、浅井委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。



○教育長 それでは日程第1、第54号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第1、第54号議案「足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例」に関する教育委員会の意見について。

以上。

○教育長 第54号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 資料の2ページ第54号議案説明資料をご覧ください。件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

平成29年第3回区議会定例会におきまして、足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、足立区長から意見を求められております。条例の内容は文化・読書及びスポーツ活動の推進に係る計画に関して調査・研究・審議し、答申することを目的に設置する区長の付属機関の所掌事項や組織、運営等について定めるものとなっております。当該条例の制定に関し、教育委員会の意見についてご審議をお願いします。

説明以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の

審議に入ります。

第54号議案について、ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

葉養委員。

○葉養委員 こういう横断的な取り組みというのは非常に成果が素晴らしいものになると思うのですが、縦割りで組織というのは動いているところがあって、なかなか運営が難しいと思うのです。全体会というのは推進会議というもので出来ると思うのですが、委員が24名以内ということで、この委員がどのような方になるかはこれからだと思うのですが、地域の重要な方がお入りになると。そうすると、この全体会だけをもって機能する、つまり縦割りになっていた文化・読書・スポーツといった領域を横断的に取り組む場合、機能するような仕組みを作ろうとするときは全体会だけでは限界がたぶんあって委員とそれから日常的に動かしているのは事務局ですから、事務局と委員を繋ぐようなそういうものが機構として機能しないと動かないのではないかなと思うのですが、その点について第7条との関係だと思うのですが、ご説明していただければと思います。

○教育長 地域文化課長。

○地域文化課長 今、葉養委員からご指摘いただいたことはごもつともだと思います。我々もそれぞれの3つの課がひとつのものを作るというのは初めてのことであります。従いまして十分に議論を交わす場が必要ということでまず推進会議を作らせていただきました。ただし、推進会議だけですべてが決まるとは思っておりません。その下部組織といたしまして、それぞれの分科会を持ち、そしてその分科会の下にワークショップを持つという形でひとつひとつ丹念にそれぞれの事業の内容を精査し、そしてその精査したものを持ち上げていく中で横のつながりをどうすれば良いのか、一番の核となるところはそこだと思いますので、やはり横のつながりを今以上としてより効果的に発揮できるような組織体制を組みつつ、最終的に計画に反映したいと考えておりますので、そういう形で進ませていただければと考えております。

以上でございます。

○教育長 ほかはいかがですか。よろしいですか。

小池委員

○小池委員 学校では今まで芸大交流というのがあって、たとえば芸大の学生が来てモーツァルトを聴かせてくれたり小編成でやってくれたりしているんですけども、それがやはりそこで聴いただけでそこからの広がりというのがなかなか持てない部分があったと思うのです。たとえばこれというと読書であったり、やはりひとつ学校の行事も洗い出していただきながら、その部分でのこの会議なり、取り組みがなるべく学校でも有効に出来るという形でやってもらえれば、今まで同じことをやっても効果は違うのかなと感じています。

○教育長 教育政策課長

○教育政策課長 この条例で規定されています推進会議の下に設置される予定となっております作業部会のほうには教育委員会の方からも管理職が参加させていただくことになっておりますので、今いただいたご意見も会議の中で実現してまいりたいと考えております。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

浅井委員。

○浅井委員 自分の単なる意見なんですけども、私自身足立区でいろいろ仕事をしていて、本当にスポーツの世界だけであって他の分野と何かやるということはなかったの、逆に言うところこの話を聞いて私自身も夢があるというか、楽しく感じるので、すごく良い話だと思います。是非、話が進んだときは私も使ってください。

○地域文化課長 よろしくお祈りします。

○教育長 ありがとうございます。では葉養委員。

○葉養委員 別の話になるのですが、小池先生がおっしゃったことと関連するのですが、今、文科省の方で教員の働き方改革の検討が始まってきていて、ホームページ上でもけっこう出ていますが、私はちょっと辛口のコメントをfacebookを通じて発信しているところがあって。結局、私の読み取りだと学校事務職員の増員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員要求ですね。時期的に来年度予算の時期なので。たぶんそれと連動して動いているのだと思うのですけれど、それが本当に先生の過重負担、ブラック企業と言われる現実の緩和にどうやって有効につながるかについては、たぶん取りまとめがあっても結局のところ既定方針となっている学校事務職員の増員とかスクールカウンセラーやスクールソーシャルワ-

カーの軽減の柱になるんじゃないかと思うのです。部会長が小川さんで副部会長が無藤さんですから、文科省系の中心となっている人ですから、たぶんそのような感じになるだろうなと。国研の方から藤原さんが入っているのですが、彼が学校事務職員の学会を作った事務局長ですから、そういう分野の人をアドバイザーに入れたという布陣から見てもそういう感じがすると。

ポイントは青少年問題協議会に出て非常に良かったのですが、あのようなものがセンターですとか、もっときちんとした会議じゃなくて組織体として作られていって各学校が抱え込まなくても地域社会に色々なものが資源として存在する、それがネットワーク化されているとうことを作っていくことのほうが、もしかしたら事務職員が増えることは良いことだと思うのですけど、それだけでは数の面です、全国3万何千校と小学校・中学校・高校と合わせてある世界ですから3万人もいきなり増員することなどありうるはずないので、10年20年経ったらどうなるかわかりませんが。現場的に言うと即座に過重負担問題が緩和するとは思えないのです。文科省のモデル事業を千葉県の野田市の方が引き受けて、私は委員会に入っているので感づくのですが。タイムカードを先生に持たせて退勤時間と出勤時間をチェックするとかそういうのはアイデアとしてすぐ出てくるのですが、タイムカードを持たしたからといって負担が減るかというたぶん減らないだろうと思っっているのです。ですから、むしろ外側のこういう条例で考えているような総合推進会議みたいなものがゆくゆく審議の成果として機構とか組織とかセンターの構築に繋がって学校全体をサポートするといった体制を一方では作っていくことをしないと、働き方改革が本当の意味で広がらない可能性を感じるので、そういう視点も入れてほしいと、チーム学校と文科省が言っているのですが、チーム学校というのを具体化することになれば、福祉の分野で地域包括支援センターが立ち上がってますが、あれの子ども版、0歳から15歳の子どもの教育にあたっている保育所、幼稚園、小中学校のサポートという機能を満たせるように将来的に発展をしていければ素晴らしいことだと思うので、これは会議が出来てからの話になるかと思うのですが、ちょっと希望として話させていただきました。

○教育長 ありがとうございます。この条例の第2条にもあるように計画を作るけどその推進もここで担うことになるので、そういったところも盛り込めていけたらとうことを要望したいと思います。

ほかいかがでしょうか。

杉田委員

○杉田委員 私も夏休みに地域のセンターにいっつか足を運んだのですが、そこで子どもたちがフリースペースを使って思い思いのことをやっているのを目にしました。図書館から本を借りて読んでいるお子さんといえば、ゲームをやっている子、その横でカードゲーム、トランプから今流行のカードゲームなど所狭しと。そのセンターでは会議室の机を対にして6個くらいくつつけたものをただロビーに置いただけなのですが、子ども達はスペースを見つけて所狭しと、同じ学校だけでなくたぶん他校の学校の子ども達と一緒に遊んでいて、保護者の方もアリオとかのフリースペースで遊んでいるよりは、そういったセンターで遊んでいるのが分かれば安心できるのかなと。そういうことを推進会議に一般公募の方も入られるということなので、より多くの利用されている方の意見などを取り入れながら活動をしていっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○教育長 要望します。よろしく願いします。

ほかいかがでしょうか。

(なし)

ないようですので、これより第54号議案「足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例」に関する教育委員会の意見についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

本日の議事日程は以上となります。

その他、何かございますか。

(なし)

ないようですので、以上をもちまして、本年第6回、足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

平成29年第6回
足立区教育委員会臨時会

日 時 平成29年8月24日 木曜日 午後3時00分開議

会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第1 第54号議案 「足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例」に関する
教育委員会の意見について

1

第54号議案

「足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例」に関する教育
委員会の意見について

上記の議案を提出する。

平成29年8月24日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

議案に関する教育委員会の意見について

「足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例」の制定にあたり、
足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないも
のとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 5 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 9 年 8 月 2 4 日

件 名	「足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、以下の条例の制定にあたり足立区長より教育委員会の意見を求められたので、本議案を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例名 足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例 2 主な内容（詳細は別紙、条例案のとおり） 区長の附属機関として「足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議」を設置し、以下について定める。 （1）所掌事項 （2）組織、任期等 （3）会長、会議の運営 3 制定理由 文化、読書及びスポーツの振興に関して必要な調査研究を行い、足立区における文化活動・読書活動・スポーツ活動を推進することを目的に、外部委員を含めた会議体を設置するため、本条例を制定する。 4 施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	細目については、足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例施行規則で定める。

足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例（案）

平成29年 月 日条例第 号

足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例を公布する。

足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議条例

（設置）

第1条 足立区における文化、読書及びスポーツ活動を推進するため、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査、研究又は審議し、答申する。

- （1）文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る計画に関すること。
- （2）その他文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る施策の実施に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、区長が委嘱又は任命する委員24名以内をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は3年とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 推進会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。
- 5 推進会議の公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(部会)

第7条 推進会議は、専門事項を調査するため、部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 推進会議の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区文化・読書・スポーツ総合推進会議	日額 7,000円
---------------------	-----------